

事業年度等	・ ・	法人名	
-------	--------	-----	--

令七・四・一以後終了事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書				
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)		1	円	
当期の法人税額の恒久的施設帰属所得金額限度額の計算	当期の法人税額 (別表一の二「4」)－(別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2		
	当期の所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	3		
	繰越欠損金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	4		
	組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5		
	組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6		
	計 (3)＋(4)－(5)＋(6) (マイナスの場合は0)	7		
	当期の調整国外所得金額 (40) (マイナスの場合は0)	8		
	(7) × 90%	9		
	調整国外所得金額 (8)と(9)のうち少ない金額)	10		
	法人税の控除限度額 $(2) \times \frac{(10)}{(7)}$	11		
	法第144条の2第1項により控除できる金額 (1)と(11)のうち少ない金額)	12		
	法第144条の2第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	13		
	法第144条の2第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	14		
	当期に控除できる金額 (12)＋(13)＋(14)	15		
	区分		16	円
国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額		16	円	円
当期の加外国源泉所得に係る減る所得の金額の計算	納付した控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「7」)	17		
	交際費等の損金不算入額	18		
	貸倒引当金の戻入額	19		
		20		
		21		
		22		
		23		
		24		
		25		
		26		
	小計	27		
	貸倒引当金の繰入額	28		
		29		
		30		
		31		
	32			
	33			
	34			
	35			
	36			
小計	37			
仮計 (16)＋(27)－(37)	38			
非課税国外所得の金額 (38の②) (マイナスの場合は0)	39			
計 (38)－(39)	40			

Ⅱ 地 方 法 人 税 に 係 る 外 国 税 額 の 控 除 に 関 す る 明 細 書					
当期の控除対象外国法人税額 (1)	41	円	課税標準法人税額 (別表一の二「4」)+(別表六(六)「9の②」+「9の⑥」)	44	円 000
法人税の控除限度額 (11)	42	円	恒久的施設帰属地方法人税額 (44)×10.3%−((別表六(五の二)「5の③」)−(別表一の二「4」))と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	45	
		円	地方法人税控除限度額 (45) × $\frac{(10)}{(7)}$	46	
差引控除対象外国法人税額 (41) − (42)	43	円	外国税額の控除額 ((43)と(46)のうち少ない金額)	47	